資料3

「(仮称) 名寄市子ども・子育て支援事業計画 | 構成内容 (案)

第1部 総論

- 1 計画策定の趣旨
 - ○策定の趣旨
 - ○法的根拠
- 2 基本理念等
 - ○「名寄ひまわり子育てプラン(名寄市次世代育成支援後期行動計画)」の基本理念や、国の「基本指針の概ねの案」における「子ども・子育て支援の意義」等を踏まえ、検討

【参考:「名寄ひまわり子育てプラン」の基本理念】

「ここで育って、ここで育ててよかったといえるまちをめざして」

- 3 計画の位置づけ
 - ○本市の上位計画(総合計画)や他の行政計画等との関係 ※現行の「次世代育成支援後期行動計画」との関係についても記載
- 4 計画の期間

平成27年度~平成31年度の5年間

- 5 計画の推進
 - (1)市民・事業者・市それぞれの役割・責務
 - (2)計画の検証方法 などについて記載
- 第2部 名寄市の子ども・子育てを取り巻く現状 名寄市の人口等の推移、児童の状況、施策・施設・事業などの状況

第3部 事業計画

- 1 教育・保育提供区域の設定 ※考え方
- 2 各年度における教育・保育の「量の見込み」及び提供体制の確保 ※考え方

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保 ※考え方

【地域子ども・子育て支援事業】

- ・利用者支援に関する事業 (保育サービスコーディネーター)
- 延長保育事業
- · 放課後児童健全育成事業 (学童保育事業)
- リフレッシュステイ事業
- 新生児訪問指導事業
- · 養育支援訪問事業等
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- 病児 病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 妊婦健診事業

(イメージ) ※各事業ごとに記載

【〇〇〇事業】

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保 認定こども園の普及に係る基本的な考え方を定める

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割・提供の必要性等に係る基本的な 考え方や推進方策、また、教育・保育施設や地域型保育事業者等の相互の連携や、小学校等と の連携の推進方策を定める

- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援
 - (1)社会的養護体制の充実
 - (2)児童虐待防止策の充実
 - (3)母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - (4)障害児施策の充実等